

公益財団法人 公益法人協会 第14回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成23年9月15日(木) 15時～17時5分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 4階第一会議室
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(本人出席) 太田達男、金沢俊弘、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、
田中 皓、土肥寿員、早瀬 昇、福原義春、堀田 力、松岡紀雄
(欠 席) 長瀧重信、宮川守久、山本 正
(監事出席) 中田ちず子、平川純子
- 5 議 案
決議事項 第1号議案「『東日本大震災』被害者緊急支援のための救援基金に係る寄
附金として100万円を上限とする追加支出を行う」件

報告事項 ① 小規模法人移行支援事業
② 第12回理事会以降の職務執行の状況
③ 法人管理に関する報告
④ 「東日本大震災」被害者緊急支援のための救援基金の募金状況及び配分
⑤ 税制改正要望
⑥ 公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況
⑦ シンポジウム2011「自然災害と市民社会組織の役割」
⑧ ウェブアンケート結果
⑨ コンプライアンスの状況
- 6 議事の経過及びその結果
(1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の
議事進行について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事及び中田監
事、平川監事とし、議案の審議に移った。
(決議事項)
第1号議案「『東日本大震災』被害者緊急支援のための救援基金に係る寄附金として
100万円を上限とする追加支出を行う」件

議長より議案説明があった。説明によると、同基金に対して9月12日までに2,162万円余の寄附申し込みがあったが、4～6月に3回に分けて計39件に合計1,863万8千円の支援金配分を行っており、同日現在の残額は298万円余である。9月30日の募金終了が近づいているが、当協会としては2回目の寄附をしたい。そこで、10月に開催する4回目の(最終)支援金配分委員会で配分しやすいよう10万円単位の金額を設定し、その設定額と残額との差額につき、当協会が100万円を上限とした寄附金支出を行うことの承認をこの理事会で受けることとし、金額については理事長に一任いただきたいとのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

①小規模法人移行支援事業

金沢専務理事より、同事業の実施計画について報告があった。報告によると、特例民法法人全体の移行申請は進んでおらず、特に都道府県によっては申請率が数%のところがある。このままでは、とりわけ申請業務がおぼつかない小規模法人において、平成25年11月末まで移行ができずに自然死(解散)するところはかなり発生すると思われる。23年度事業計画では小規模法人対策事業とだけ記したが、具体的には10月以降、地方庁と相談のうえ地元税理士等の協力を得て、小規模法人の早期移行申請を支援する個別相談事業を開始する。初年度の支援対象は100法人ほどを計画、経費は500万円程度を見込んでいる、とのことであった。また、太田理事長からは全くの無料で行うので収益は発生しない。すべての小規模法人を支援できるわけではないし、ある意味、螻蛄の斧かも知れないが実施したい、との補足説明があった。

報告に関して次の意見、質疑応答があった。

(福原理事) (この支援から漏れ) 取り残された法人はどうなるのか。

(太田理事長) 当協会の資金、マンパワーは限られているので、数の上では支援できるところは限られる。それでも、やらないよりははるかにまし、という判断である。

(岸本理事) (公益性のある事業を行っていても) ホームページなどコミュニケーションツールを持たない法人は、情報開示ができていない法人ともいえる。どこで、公益性のあるよい事業を行っていると判断にリンクするのか。

(早瀬理事) 遺児に対する支援を行っている歴史ある法人が大阪にある。その分野の事務能力は十分あり、世間から評価されているのだが、関係者は高齢でIT情報の発信力はない。そのようなところも存在する。

(堀田理事) 法人にもいろいろある。中には救ってはいけないところもあるのではないかと。その辺りの見極めをどうするか。

(金沢専務理事) 大阪府庁には「それ(公法協の小規模対策事業計画)はまさに当方が実施したい仕事だ」と評価された。おっしゃるように、実際は、当該法人がどのよう

な活動（良い・悪い）を行っているのか、確認するのが困難なケースがある。
（太田理事長）法人データを利用し、小規模法人へ移行のためのチェックリストを送り、その回答をみて判断する。現地で例えば午前・午後 5 法人計10法人ずつ共同で面接し、そこでふるいにかかけられると思う。最初のところは、機械的にならざるを得ないだろう。

②第 12 回理事会以降の職務執行の状況

理事長より、6 月 7 日に開催された第 12 回理事会以降の職務執行の状況について報告があった。報告の概要は次のとおり。

<公益目的事業 1 (普及・啓発)> 出版では実務書の新刊・改訂版の発行をそれぞれ行ったほか、ウェブでは大震災の情報ページ(日・英語)の新設、また、非営利法人データベースシステム「NOPODAS」においてアジア版、英語版等をリリースした。海外非営利機関との連携では、太田理事長が 8 月にスウェーデンで開かれた国際非営利法制センター主催のフォーラムに出席したほか、9 月にはカナダで開催された CIVICUS 国際会議、AGNA アジア会議に調査部員が参加し、事務局等を務めた。

<公益目的事業 2 (支援・能力開発)> 内閣府委託による「早期申請」相談会は 9 月 13 日に関西ブロック(大阪)で開催、年度内に東京 15 回、地方で 5 回開催する予定である。講師派遣は 20 件ほどの依頼を受けた。セミナーは引き続き会計セミナーを全国で、また、移行「認定」「認可」のミニセミナー「はやわかり塾」を開催している。

<公益目的事業 3 (調査研究・提言)> 7 月に「震災関連寄附金税制」「平成 24 年度税制改正」に関する要望をとりまとめ、9 月にかけて与野党及び主だった議員、内閣府、財務省等多数を訪問して強く働きかけた。また、非営利法人法研究会を 6、7 月に開催したほか、新たに設置された寄附金税額控除に関する緊急説明会を 6 月末に開催した。ウェブアンケートを 7 月に実施、最終結果は 9 月中にホームページへアップする予定であるが、現在判明している内容は後ほど報告する、等々。

<法人管理> 6 月 23 日開催の定時評議員会において、理事全員の改選、監事及び評議員の一部改選が行われた。

報告に関して、次の質疑応答があった。

（堀田理事）グラグラした公益法人制度の立て直し、その制度改革で振り回される人々のリードなど、ここしばらくは特需のような状況で公益法人協会は大活躍してきたと思うが、ボツボツそれがピークを越えて、節目にかかっている印象を受ける。これから先、どのようにして何が求められ、何をやっていくのかを考えたとき、公益法人の活動の維持とチェックがある。これは、主務官庁制のような視点ではなく、市民の目から見たチェックであり、自主的なチェックの仕組みと情報公開が正しくできているか、またそれが一般の人に分かるようになっているかどうかのチェックが考えられるのではないか。すなわち、正しい運営のサポートと市民の立場に立つ

たチェック、場合によっては私的認定のようなことを事業として順次取り込むことなど、状況の変化に対応して重心を移していく必要があるのではないかと感じる。(太田理事長) まったく同感である。確かに日常の執務においても、特需の終わりを毎日肌で感じている。今後運営のサポートや民によるチェックと評価システムなどに徐々に軸足を移していかなければならないが、今後どの程度できるか、検討したい。

③法人管理に関する報告

金沢専務理事より会員及び財務の状況について報告があった。報告によると、会員の動向では、入退会による純増が、昨年の 47 に対して今年は 13 と大幅に減った。新規入会の減少は、そのまま入会金及び会費収益に影響する。また、退会の理由としては移行が完了したり、その目途がついたためとするところが多い。したがって、今後は移行した法人にとり、何が魅力であるのかを詰めることが、重要になると思われる。退会を検討中のため会費の支払いが遅れているのでは、と思われる法人も実際何件かある。

財務面では、セミナー事業収益の落ち込みが顕著で、前年比で 1000 万円程度のマイナス。この理由として考えられるのは、制度セミナーを実施しなかったこと及び移行に関する「はやわかり塾」の参加者が減ったことである。下期は、ニーズにマッチしたテーマ展開に特化して挽回を図りたい。機関誌の協賛広告収益は好調。出版収益の出足が鈍いのは発行時期のズレによるものなので、回復が見込める。

費用面ではほぼ前年並みであるが、残業時間が増えたことで同手当が 2 割ほど増加していることが、労務面とともに気懸りである。

報告に関して、次の意見等があった。

(福原理事) この9月から10月にかけて、欧州の財政危機が顕著になる可能性がある。円高の理由は、消去法により日本が残ったということ。ドイツ経済も強いが、ドイツには日本と異なり、周辺国に対する事情がある。

(松岡理事) 財政危機に対して具体的にどういう備えをすればよいか。

(福原理事) 事業のカット。先の事業をある期間カットするという覚悟が必要になる。

(太田理事長) 経済的な破綻の影響が、公益法人の世界にも発生する。また、寄附金があまりにも震災関係に集中した結果、従来あった寄附金が大幅に減り、非営利法人の事業に支障をきたす現象が数多く指摘されている。

④「東日本大震災」被害者緊急支援のための救援基金の募金状況及び配分

金沢専務理事より、同基金の状況等について報告があった。報告によると、配分委員会を設置して4、5、6月に都合3回、支援金の配分を行った。法人からの申請書だけでは選定が難しく、日本財団サイトを利用したが肝心の財務情報が少なかったため、法人の存在と事業の確認に大変手間取った。そのため、被災地の中間支援組織などキーになる非営利団体を事前にできるかぎり訪問したことが役に立った。第3回までの支援金の特徴としては、支援費を人件費など間接費にも使えることにしたこと、また、支援セン

ターなど非営利組織のネットワークがしっかりしている宮城県の法人に対する比重が高かったことが挙げられる。

報告に関して、次の質疑応答があった。

(福原理事) 女性に送った義援金が、仕事を失い時間だけはあるその配偶者により、パチンコ代に使われた、という現実をある会合で聞いている。ジェンダー支援は、より実質的な支援になるように考える必要がある。

(堀田理事) 緊急支援もだんだん終わり、復興支援・生活支援に活動が移ってきている。混沌状態の中で、支援先にどこを選んでいいのか選定が難しい。支援先を高齢者や未就学児童に絞るなど、これまでの基準を変える必要性を感じる。

(金沢専務理事) 時間の経過とともに、支援策が被災地のニーズに合わないことがある。状況のめまぐるしい変化を感じている。

⑤税制改正要望

鈴木専務理事より、7月にとりまとめた2つの税制要望「震災関連寄附金」「平成24年度税制改正」について報告があった。報告によると、特別要望である前者は①特定震災指定寄附金の範囲に認定特定非営利法人と同様、公益法人への震災関連指定寄附金を加えること、②現在限定的な公益法人・認定特定非営利活動法人への震災関連寄附金の範囲に、中間支援団体としての募金活動を追加し拡充すること、③公益法人・認定特定非営利活動法人に対する震災関連寄附金の適用開始日を、東日本大震災発生の日まで遡及すること、の3項目である。

また、毎年恒例の要望である後者は、①公益法人に係る税額控除制度におけるPST要件の撤廃、寄附金に係る年末調整制度の創設を求める「寄附金税制」、②みなし譲渡所得税非課税特例措置の見直しなどを求める「資産寄附税制」、③抜本的な制度見直しの際の税制整備を求める「公益法人税制」の3分野である。7月以降の要望活動は職務執行状況の報告にて説明したが、今後も適宜、ヒト・場所を選んで要望を続けるとともに、特定非営利活動法人と連携した決起集会、シンポジウムの開催を予定している。朗報としては、第三次補正予算の目玉として上記の要望が取り上げられるとの情報がある、以上であった。

報告に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(片山理事) 寄附税制が緩和され、対象が大きく広がったが、今後これが実際に活用されるかどうか重要だ。なかなか一般に公益法人の活動は知られておらず、公益法人側も寄付集めへの認識やスキルがまだ十分でない。ファンレイジング協会とタッグを組むなど、いろいろな方法があろうかと思うが、実際に寄附が行われることをもって公益法人協会としての改革の完成と考えてはどうか。

(太田理事長) その点は正に、報告事項⑦「シンポジウム」において、いわば通奏低音のテーマとして考えている。

(松岡理事) 神奈川県は全国に先駆けて、地方自治体として特定非営利活動法人への寄

附を後押しする独自の控除制度を来年度早々からスタートさせようとしている。県ばかりが先走りして、との市町村の声もあるが。

(早瀬理事) 自分は日本ファンドレイジング協会、日本ボランティアコーディネーター協会にも理事として関係しているが、前者では新しい民間資格「認定ファンドレイザー」の設置を検討している。

(田中理事) 要望活動の手応えはどうか。

(金沢専務理事) 相手によって特徴がある。例えば内閣府は PST 制度一本槍、というように。

⑥公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況

太田理事長より、8月末時点の全国の申請及び認定・認可の状況等について報告があった。報告によると、移行申請の数は4200件、うち2610件に処分が下りている。申請ベースでは全体の17.2%、処分ベースでは10.7%。あと2年程度しか移行期間が残っていないのに8割の申請がまだ、という状況が懸念される。

⑦シンポジウム 2011「自然災害と市民社会組織の役割」

太田理事長より、本年11月30日に都内で開催を予定しているシンポジウム「自然災害と市民社会組織の役割—東日本大震災の経験から—」について説明があった。説明によると、同シンポジウムは非営利組織、行政、メディアの各関係者及び研究者150～200名を対象とし、参加無料で開催する。基調講演を米国 Independent Sector 理事長及びヤマト HD 代表取締役の方に依頼しており、また、現地市民社会組織による被災地支援活動報告、パネルディスカッション、翌日にはワークショップの開催を予定しているとのことであった。

⑧ウェブアンケート結果

太田理事長より、7月に実施した公益法人制度改革に関するウェブアンケート結果について報告があった。報告によると、過去最多の1万3,968法人にアンケートを依頼発信し、うち4,530法人から回答があった。移行の動向に関する回答によれば、法人類型の比率は今までの趨勢だけから見ると着地点として公益50:一般50あたりで落ち着くと思われること、また、申請予定年度は23年度が42.3%を占めていることが説明された。東日本大震災支援活動に関する回答結果では、各法人が受けた被害状況とともに支援に関する説明があった。総括すると、公益法人は、専門的知識・経験を發揮して活動しており、他の非営利法人に比べて比較的資金力が豊富、また、本来事業の延長線上での長期的支援が可能、定款や行政庁による規制が比較的柔軟であることから敏速かつ弾力的に行動が可能であるということなどが特徴として挙げられた。

⑨コンプライアンスの状況

コンプライアンス担当理事の鈴木専務理事より、23年度上期は特に問題なく経過した

が、職員を増員したこともあり、下期は社内研修による定款・内部規程の理解増進を図り、引き続きコンプライアンス強化に努める旨の報告及び説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時5分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成23年10月6日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

